

データ抽出日:令和7年8月25日

所属コード 所属所名	所属所コード(No.1) 所属所名(No.2)	組合員 番号	組合員番号 (No.3) 枝番(00)	組合員 氏名	氏名カナ(No.4)	性 別	性別 (No.7)	生 年 月 日	生年月日(No.8)	資格取得 区分 (No.33)	資格取得日 (No.10)
給付金口座	銀行コード(No.16) 銀行名(No.17) 支店コード(No.18) 支店名(No.19)	組合員住所		郵便番号	郵便番号 (No.13)	市区町村 住所	住所1(No.14) 住所2(No.15)				
組合員 種別	組合員 種別(No.38)			資格確認書送付予定 ※マイナ保険証利用登録をしている方は、 資格確認書は送付されません。		資格確認書を送付【する・しない】(No.39)					

被扶養者氏名	性 別	生年月日	年 齢	続 柄	同 居 ・ 別 居	住所	枝 番	認 定 区 分	認定年月日 (資格情報の 最終更新日)	資格確認書送付予定 ※マイナ保険証利用登録をしている方は、 資格確認書は送付されません。
1 氏名カナ(No.4)	性別 (No.7)	生年月日(No.8)	年齢 (No.9)	続柄 (No.6)	同別居 区分 (No.12)	住所1(No.14) 住所2(No.15)	被扶養者 枝番 (No.37)	認定 区分 (No. 11)	資格取得日(No.10)	資格確認書を送付【する・しない】(No.39)
2 氏名カナ(No.4)	性別 (No.7)	生年月日(No.8)	年齢 (No.9)	続柄 (No.6)	同別居 区分 (No.12)	住所1(No.14) 住所2(No.15)	被扶養者 枝番 (No.37)	認定 区分 (No. 11)	資格取得日(No.10)	資格確認書を送付【する・しない】(No.39)
3 氏名カナ(No.4)	性別 (No.7)	生年月日(No.8)	年齢 (No.9)	続柄 (No.6)	同別居 区分 (No.12)	住所1(No.14) 住所2(No.15)	被扶養者 枝番 (No.37)	認定 区分 (No. 11)	資格取得日(No.10)	資格確認書を送付【する・しない】(No.39)
4 氏名カナ(No.4)	性別 (No.7)	生年月日(No.8)	年齢 (No.9)	続柄 (No.6)	同別居 区分 (No.12)	住所1(No.14) 住所2(No.15)	被扶養者 枝番 (No.37)	認定 区分 (No. 11)	資格取得日(No.10)	資格確認書を送付【する・しない】(No.39)
5 氏名カナ(No.4)	性別 (No.7)	生年月日(No.8)	年齢 (No.9)	続柄 (No.6)	同別居 区分 (No.12)	住所1(No.14) 住所2(No.15)	被扶養者 枝番 (No.37)	認定 区分 (No. 11)	資格取得日(No.10)	資格確認書を送付【する・しない】(No.39)

こちらの台帳を修正しても、組合員情報の修正はできません。住所等を修正する場合は必ず所属所を通して、変更届等を提出してください。

- 資格取得年月日または組合員番号変更日は、公立学校共済組合北海道支部の資格取得日または任命権者(給与支給機関)等が変更になった日が表示されていますので、ご了承ください。
- 認定区分が「普通」となっている被扶養者のうち、扶養手当が非該当になっている方や、扶養手当が認定されている場合でも、健康保険における収入基準での年間収入が130万円以上となっている方については、扶養の認定取消等の手続きが必要となります。
- その他詳細等については、裏面を参照してください。

【共済組合からのお願い】

共済組合では、組合員及び被扶養者の住所報告をお願いしております。

今回配布しました、「組合員・被扶養者台帳」に記載されている組合員または被扶養者の住所が現在の住民票上の住所と異なる場合は、お手数ですが次の手続きをお願いします。

①組合員、被扶養者の住所が異なる場合

・・・「組合員(被扶養者)住所変更申告書」(様式集1-7)

②①に伴い、被扶養配偶者(短期組合員である本人の夫または妻で60歳未満の方)の住所が変更となる場合

・・・「国民年金第3号被保険者住所変更届」(様式集1-27)

●別居の場合(単身赴任による場合を除く)の生計維持関係の考え方について

別居している被扶養者の生計維持関係について、次の基準額以上の送金をしている必要があります。

$$(\text{組合員の送金額} + \text{他の扶養者の送金額} + \text{被扶養者の収入額}) \div 3 \leq \text{組合員の送金額}$$

(他の扶養者が同居の場合は収入額)

《別居者の被扶養者認定に係る判定表》

